

猿住発第 385 号
令和 2 年 12 月 15 日

住民・事業者のみなさまへ

猿払村長 伊 藤 浩 一
稚内地区消防事務組合猿払消防団
団 長 川 谷 英 夫

野焼きの禁止について

日頃より、消防行政ならびに環境行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

先般、野焼きによる不法な焼却行為が発生しており、依然として野外でのごみ焼きが、後を絶たないことに非常に憤りを感じております。住民及び事業者の皆様には絶対に野焼きをしないよう、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

さて、住民の皆様におかれては既にご承知のことと存じますが、野焼き（野外焼却）から発生するダイオキシン類や塩化水素などの有害物質は、人体や環境へ悪影響を及ぼすことから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、野焼きの禁止とその行為に対して、厳しい罰則が設けられております。

野焼きはもちろんのこと、焼却炉を使用したごみ焼きでも、野外焼却は犯罪であり、5年以下の懲役、1,000万円以下の厳しい罰金が適用されます。

また、過去の火災原因においても、ごみ焼きからの出火により大きな火災へと繋がった事例もあることから、自己だけでなく他人の財産までも損失させる可能性があります。

今後においても、野焼きに関する苦情・通報の対応は、稚内警察署・消防署猿払支署・役場住民課と連携し、現場確認と対処していきます。

≪ 裏面の罰則内容もご覧ください。(北海道ホームページより) ≫

えーっ！ 野焼きって犯罪なの？！

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

罰則は…5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

他の罰則と比べると 例えば

スピード違反	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金（道路交通法第118条第1項）
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（道路交通法第117条の2第1項）
脅迫罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（刑法第222条第1項）
暴行罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金又は拘留、科料（刑法第208条）

などよりも、**重い罪**になります。



野焼きの例…このような焼却は違反です！

どのような焼却が許されるのか…

廃棄物については、一部の例外を除き、厳しい基準に従った焼却のみが許されます。基準については、裏面記載の問い合わせ先にお問い合わせください。

ホームページもご覧ください。

アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu_menu.htm

《ひとくちメモ》

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十七号）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

《ひとくちメモ》

○ダイオキシン類は

人工物質としては、最も強い毒性を持つと言われていました。ダイオキシン類にはいくつかの種類があり、毒性の最も強い2,3,7,8-TCDDは、サリンや青酸カリよりも毒性が強く、一度体内に取り込まれると脂肪に蓄積されやすく、分解や体外への排出速度が非常に遅いと言われていました。また、奇形を引き起こしたり、ガン化を促進すると言われていました。

しかし、現在の我が国の通常的环境汚染レベルでは危険はありません。

